平成２４年（フ）第７７号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和26番地１
破産者　有限会社アトリエＢｅＢｅ
１　決定年月日　平成24年11月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第５５４号
仙台市泉区鶴が丘２丁目３番地の29
破産者　丸角佐藤建設株式会社
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
山形市薬師町２丁目６番17号
破産者　株式会社ヘルシーパースン
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８号
東京都町田市木曽西５丁目４番17号
破産者　有限会社浜田工業
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２５０号
神奈川県座間市相模が丘２丁目７番12号　ミツコマンション101号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県愛甲郡愛川町中津2153番地の４
破産者　有限会社睦工事
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６２０号
石川県白山市中町50番地
破産者　松任中央ビル協同組合
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第７８号
金沢市有松２丁目１番４号
破産者　橋爪建設株式会社
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１０７号
長崎県諫早市赤崎町665番地２
破産者　株式会社北御門建設
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第１７７号
長崎県大村市池田新町763番地77
破産者　有限会社ヨシダコーポレーション
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
沖縄県那覇市泉崎２丁目１番地の４
破産者　有限会社デジタルドリームスタジオ
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２１９１号
札幌市東区伏古８条４丁目６番16号、住民票上の住所札幌市中央区大通西14丁目３番地14ライオンズマンション第７大通201号
破産者　竹中　雅史
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９１７号
東京都江東区扇橋１丁目19番１号
破産者　株式会社ディスパ
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５６２号
札幌市豊平区美園７条４丁目１番１号
破産者　株式会社ダスキン睦
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１号
北海道苫小牧市有珠の沢町３丁目21番９号
破産者　美進株式会社
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３３号
群馬県桐生市小梅町６番９号
破産者　權田　亜矢
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第３０号
千葉県鴨川市奈良林999番地
破産者　川﨑八重子
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第２３４号
静岡県富士市浅間上町16番16の２号、開始決定時の住所静岡県富士市永田町２丁目109番地の１
破産者　小林　桂子
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第９１号
静岡県富士市森島319番地の４
破産者　株式会社燦和工建
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第９２号
静岡県富士市森島319番地の４
破産者　和田　剛哉
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第６８６号
名古屋市中川区中島新町２丁目708番地
破産者　株式会社ＪＯＴ
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３１０号
名古屋市昭和区広路町字石坂80番地の１
破産者　コートサイド株式会社
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５２０号
名古屋市南区南野３―185、商業登記簿上の本店所在地名古屋市港区十一屋２丁目158番地
破産者　有限会社ダイドーテック
１　決定年月日　平成24年11月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部